工学部・保健医療学部・未来デザイン学部　学生各位

感染症に罹患した場合の授業の取り扱いについて

昨年度までは感染症（インフルエンザ等）に罹患した場合、授業においては“特別欠席”として取り扱っていましたが、2019 年度より **“出席停止”**に変更となります。

感染症に罹患した後の報告と出席停止期間の授業の取り扱いは以下のとおりです。

▌病院で感染症と診断された。

①すぐに A 棟 1 階医務室（011-688-2319）へ電話にて報告。

▌登校可能となった。

②出席停止期間記録簿に出席停止期間等を記載し、教務課窓口に提出。

③科目担当教員から出席停止期間の代替授業又はそれに準ずる措置を受けると、その期間の授業を出席として扱う。

※出席停止期間記録簿を提出するときに添付が必要な書類

▌インフルエンザに罹患した場合（以下の書類のいずれか）

・薬剤情報提供文書やおくすり手帳（抗インフルエンザ薬が処方された場合）

・病院で発行される診療明細書（抗インフルエンザ薬を点滴した場合）

・検査結果用紙（インフルエンザの結果と受診日、学生の氏名が記載されたもの）

▌インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合

・診断書

その他、不明点は G 棟 1 階教務課窓口までお問合せください。

出席停止期間記録簿

出席停止期間記録簿

2019 年 4 月

学生支援センター長